

# 第1回倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会

日 時 令和7年7月30日（水）

午後2時00分から午後3時30分まで

場 所 倉吉市役所 本庁舎 3階 議会会議室

---

## 日程

---

1 開 会

2 あいさつ 倉吉市教育委員会 教育長 中田 寛

3 自己紹介

4 経過報告

5 協議事項

(1) 倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会会長及び副会長の選任について

(2) 倉吉市中学校部活動地域展開等改革推進期間及び改革実行期間における考え方（素案）  
について

(3) 倉吉市中学校部活動地域展開等に係る児童生徒および保護者へのアンケート（案）  
について

(4) その他

6 そ の 他

7 閉 会

# 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

## 1. 改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

### (1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。  
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。**
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。**
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、**部活動改革も計画的に進められることを期待。**

### (2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。  
＜新たな価値の例＞  
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法を示した上で、地方公共団体に**  
**おいて認定を行う仕組みを構築**していく必要。

### (3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。  
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。  
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、**学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。**

### (4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 **1**

## 2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後更なる改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

## 3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。  
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の实情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。</li> <li>※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</li> <li>・<u>平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の实情等に応じた取組を進める。</u></li> </ul>
次期 改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</u></li> <li>※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</li> </ul>
費用負担 の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体において、地域の实情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある</u>（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。</li> <li>※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示すこと</u>を検討する必要。</li> <li>・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。</li> <li>・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については確実に措置を行う必要。</li> <li>・<u>部活動指導員の配置</u>において、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。</li> </ul>

#### 4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

#### 5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえ、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険） 等

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のバラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

Q3.  
「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（地域移行（展開））」はそれぞれどのようなものですか。

A.  
**学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを「地域連携」と称しています。**

**地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはそもそもの責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行（地域展開）」と称しています。**

出所）スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト FAQ」を一部修正

## 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

### 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



### 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

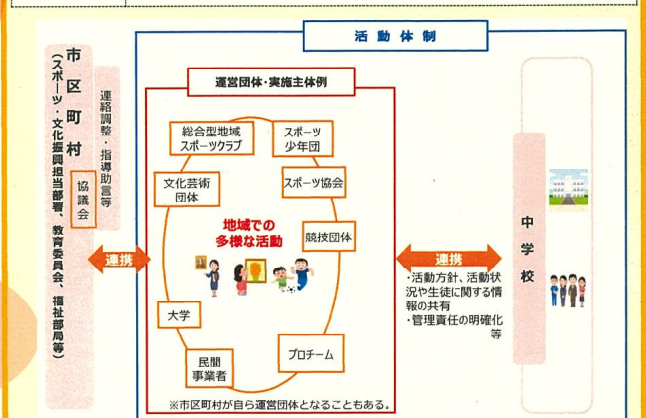
地域の実情に応じ、当面は併存

### 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、Jリーグ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



# 倉吉市中学校部活動地域展開等に係る改革推進期間及び改革実行期間における考え方（素案）

○少子化が進むなか、生徒がやりたいと思うスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。  
○まずは、休日の部活動から段階的に地域へ展開する。

**平日は各学校 休日は学校又は地域（合同練習）**

**平日は各学校又は実情に応じた地域展開等 休日は地域展開**

## 「改革推進期間」

令和5年度	令和6年度	令和7年度
当面の方針を検討 関係機関・審議会等へ の意見聴取	推進会議を設立 学校部活動の実態把握 スポーツ競技団体意向調 査	推進会議で意見聴取 推進協議会を設立 児童・生徒・PTA・教員への調査 各団体と意見交換 (PTA、市スポーツ協会加盟団体 中体連各競技団体)

## 倉吉市の実情に合った段階的な環境整備

### ★既存のスポーツ・文化芸術関係団体との連携（協議・検討）

①合同練習に参加 ※地域展開が実現できずまでの対応

- ②既存スポーツ競技団体（スポーツ少年団等）の練習に参加  
・モデル的に実施・・・例）卓球・バドミントン・陸上・野球
- ③体育施設指定管理者のスポーツ教室開催  
・市営体育施設を会場に実施  
・新たなスポーツの提供（ヨガ・ダンス・体幹など）
- ④高等学校等のスポーツ部活動の練習に参加  
・中学校部活動のない種目・・・ラグビー・柔道など
- ⑤地域クラブに参加（現在進行中）  
・部活動のない種目・・・水泳（倉吉スイミング・市営温水プール）  
・既存地域クラブ・・・サッカー・野球・バドミントン・バレーボール・陸上  
例）河北中学校バドミントン部（地域展開）

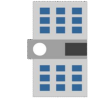
平日、休日とも地域クラブで活動  
中体連の大会は学校の部活動として出場（R7から地域クラブで出場）  
送迎は保護者対応  
大会役員（運営）は地域クラブが対応

- ⑥文化芸術地域団体の活動に参加  
・既存の地域サークル・・・吹奏楽・茶道・華道・書道・絵画・調理  
・合唱・囲碁・将棋・ものづくりなど



## 「改革実行期間」

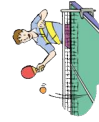
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11～13年度
推進協議会で検討 推進協議会の提言 教育委員会の方針 生徒保護者へ説明 各競技団体との協議 部活動指導員の増員 モデル的实施	推進協議会で検討 生徒保護者へ説明 モデル的实施・検 証	検討を進めた上で休 日の部活動を地域へ 展開	国の中間評価を踏ま え更なる改革を推進



## 受け皿の整った種目から、可能な限り早期の部活動地域展開等の実現を目指す

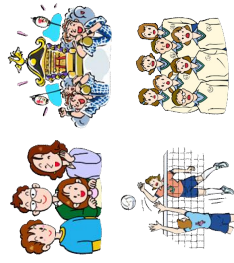
### ★地域展開に向けた課題

- 休日部活動を希望する生徒の把握
- 指導者の育成・確保（希望する教職員の兼職兼業を含む）
- 休日部活動における教職員の負担の軽減
- 指導者の報酬
- 移動手段・場所の確保
- 活動費の支援
- 競技種目ごとに地域展開方法の把握



### ★休日の過ごし方の整理

- 地域活動としての位置づけ  
・休日は家庭・地域で活動する日
- 平日と休日の活動の区別化  
・指導者連携を必要としない環境による教職員の負担軽減  
・学校部活動と地域活動を切り離す
- 学校部活動の柔軟性  
・大会前等は休日練習可能（学校裁量）



## 協議事項(3)

中学校部活動地域展開等に係るアンケート内容について(案)

### 【中学生1・2年生】

問1 学校名を教えてください。

- ・東中学校 ・西中学校 ・久米中学校 ・河北中学校 ・鴨川中学校

問2 あなたは、中学校部活動または学校主体ではない地域の団体等が運営する活動(地域クラブ)に入部(加入)していますか。

- ・学校部活動に入部している ・学校部活動に入部していない(どこにも加入していない)
- ・地域の団体等が運営する活動(地域クラブ)に加入している

問3 問2で学校部活動に入部していると回答された方に伺います。あなたが入部している種目を教えてください。

- ・陸上 ・野球 ・サッカー ・ソフトテニス ・バレーボール ・ソフトボール
- ・バスケットボール ・バドミントン ・卓球 ・剣道 ・吹奏楽 ・その他( )

問4 問2で学校部活動に入部していると回答された方に伺います。現在、あなたが所属している部活動は、休日に活動していますか。

- ・活動している ・活動していない

問5 問4で休日に活動していると回答された方に伺います。休日も部活動に参加したいですか。

- ・参加したい ・参加したくない ・どちらでも良い ・わからない

問6 問4で休日に活動していると回答された方に伺います。中学校の部活動が平日のみとなった場合、休日に学校主体ではない地域の団体等が運営する活動(地域クラブ)に参加したいと思いませんか。

- ・部活動と同じ種目に参加したい ・部活動と別の種目に参加したい
- ・参加したくない ・わからない

問7 問6で参加したいと回答された方に伺います。参加したい理由は何ですか。(複数回答可)

- ・専門的な指導による技術の向上 ・平日の部活動と同じ活動が休日も続けて行える
- ・平日の部活動と違う活動が行える ・他校の生徒と交流できる
- ・大会やコンクールで良い成績を目指したい ・なんとなく

問8 問6で参加したくないと回答された方に伺います。参加したくない理由は何ですか。

- ・休日は休みたい、ゆっくりしたい ・他にやりたい活動がある
- ・友人などと遊んだり自由に過ごしたい ・練習や活動場所まで移動することが大変
- ・勉強がしたい ・学校の部活動を続けたい
- ・なんとなく

【 小学校5・6年生 】

問1 学校名を教えてください。

- ・上北条小学校 ・河北小学校 ・西郷小学校 ・上灘小学校 ・打吹小学校
- ・明倫小学校 ・社小学校 ・久米小学校 ・小鴨小学校 ・関金小学校

問2 あなたは、学校以外でスポーツ活動や習い事（スポーツ少年団やスポーツクラブ・水泳・ダンス・ピアノ教室や書道教室など）をしていますか。

- ・している ・していない

問3 問2でしていると回答された方に伺います。何の活動をしていますか。

- ・陸上 ・野球 ・サッカー ・ソフトテニス ・バレーボール ・ソフトボール
- ・バスケットボール ・バドミントン ・卓球 ・剣道 ・吹奏楽 ・その他（ ）

問4 中学生になったら、学校で部活動をやってみたいですか。

- ・学校部活動に入部したい ・地域の団体等が運営する活動（地域クラブ）に加入したい
- ・学校部活動と地域の団体等が運営する活動の両方に参加したい ・やらない

問5 問4で学校部活動に入部したいと回答された方に伺います。どんな部活動をやってみたいですか。

- ・陸上 ・野球 ・サッカー ・ソフトテニス ・バレーボール ・ソフトボール
- ・バスケットボール ・バドミントン ・卓球 ・剣道 ・吹奏楽 ・その他（ ）

問6 問4で学校部活動に入部したいと回答された方に伺います。学校が休みの土日・祝日も部活動をしたいですか。

- ・参加したい ・参加したくない ・どちらでも良い ・わからない

問7 問4でやらないと回答された方にお伺いします。やらない理由は何ですか。

- ・部活動に興味がない ・やりたい部活動がない
- ・どんな部活動があるか不明 ・勉強や自分の時間がなくなりそう
- ・今やっている活動を続けたい ・放課後や土日は、ゆっくりしたい
- ・なんとなく

【 中学校1・2年生の保護者 】

問1 お子さんが通っている学校名を教えてください。

- ・東中学校 ・西中学校 ・久米中学校 ・河北中学校 ・鴨川中学校

問2 お子さんは学校部活動または学校主体ではない地域の団体等が運営する活動（地域クラブ）に所属していますか。

- ・学校部活動に所属している ・地域の団体等が運営する活動に所属している
- ・学校部活動と地域の団体等が運営する活動の両方に所属している ・所属していない

問3 問2で部活動に所属していると回答された方に伺います。部活動に対して、期待することは何ですか。

- ・友達と楽しく活動する ・大会やコンクールで良い成績を上げる
- ・勝つことやできることの喜びを経験する ・体力・技術の向上や継続する力を養う
- ・自主性を身につけることができる ・チームワークや協調性を養う
- ・社会性（礼儀やあいさつなど）を身につける ・やりたいことを見つける機会
- ・特にない

問4 問2で部活動に所属していると回答された方に伺います。中学校の部活動が平日のみとなった場合、休日に学校主体ではない地域の団体等が運営する活動（地域クラブ）に参加させたいと思いますか。

- ・参加させたい ・参加させたくない ・子どもの希望に任せる ・わからない

問5 休日の中学校の部活動が学校主体ではない地域の団体等が運営する活動（地域クラブ）となった場合、不安や心配に思うことを教えてください。（複数回答可）

- ・活動場所までの移動手段や送迎
- ・指導者との人間関係
- ・学校での指導との違い
- ・活動時間がどうなるか（練習が長い、夜間や土日の活動状況など）
- ・勝利至上主義や行きすぎた指導
- ・他校生徒との人間関係
- ・受益者負担に伴う個人負担
- ・特にない
- ・その他（ ）

【 小学校4・5・6年生の保護者 】

問1 あなたのお子さんは何年生ですか

- ・6年生
- ・5年生
- ・4年生

問2 現在、おさんはスポーツ少年団等（地域クラブ、文化芸術クラブ等含む）の活動に所属して活動していますか。

- ・スポーツ系に所属している
- ・文化芸術系に所属している
- ・所属していない

問3 問2でスポーツ少年団等（地域クラブ、文化芸術クラブ等含む）の活動に所属して活動されていると回答された方に伺います。現在、所属している活動を教えてください。

- ・陸上
- ・野球
- ・サッカー
- ・ソフトテニス
- ・バレーボール
- ・ソフトボール
- ・バスケットボール
- ・バドミントン
- ・卓球
- ・剣道
- ・吹奏楽
- ・その他（ ）

問4 おさんが中学校に入学後、参加させたい活動がありますか。

- ・学校部活動に入部させたい
- ・地域の団体等が運営する活動に加入させたい
- ・学校部活動と地域の団体等が運営する活動の両方に参加させたい
- ・やらない

問5 文部科学省では休日の部活動を段階的に学校主体ではなく、地域の団体等が運営する活動に展開するという方針を打ち出しているところですが、このことについてどう思いますか。

- ・大いに賛成
- ・やや賛成
- ・どちらとも言えない
- ・あまり好ましくない
- ・反対
- ・分からない

問6 中学校の部活動が平日のみとなった場合、休日の部活動が学校主体ではなく、地域の団体等が運営する活動に参加させたいと思いますか。

- ・参加させたい
- ・参加させたくない
- ・子どもの希望に任せる
- ・わからない

問7 休日の中学校の部活動が学校主体ではない地域の団体等が運営する活動（地域クラブ）となった場合、不安や心配に思うことを教えてください。（複数回答可）

- ・活動場所までの移動手段や送迎
- ・指導者との人間関係
- ・学校での指導との違い
- ・活動時間がどうなるか（練習が長い、夜間や土日の活動状況など）
- ・勝利至上主義や行きすぎた指導
- ・他校生徒との人間関係
- ・受益者負担に伴う個人負担
- ・特にない
- ・その他（ ）

## 倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）について、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保・充実及び学校における働き方改革の推進を図る観点から、部活動の地域展開等に取り組むため、地方自治法第138条の4第3項に規定されない、私的諮問機関その他の会議体等として倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議検討し、意見をとりまとめる。

- (1) 部活動の地域展開等に係る計画の推進に関すること。
- (2) 部活動の現状と問題点及び課題等に関すること。
- (3) 部活動における教職員の負担軽減に関すること。
- (4) 地域展開を推進するための仕組みづくりに関すること。
- (5) 生徒及び保護者、スポーツ文化関係者、学校関係者等への調査・周知に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開等に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 倉吉市スポーツ団体の関係者
- (2) 倉吉市中学校体育連盟の関係者
- (3) 倉吉市中学校文化連盟の関係者
- (4) 倉吉市立中学校PTA連合会の関係者
- (5) 倉吉市地域学校委員会の関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (臨時委員)

第5条 前2条の規定にかかわらず、特別の事項を協議するため必要があると認めるときは、推進協議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、特別の事項に応じて、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する協議が終了するまでの期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員（臨時委員を除く。）の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進協議会の会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

(会議等)

第7条 推進協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、緊急を要するため推進協議会を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又はオンラインの方法により前項の会議に代えることができる。

(会議の公開等)

第8条 推進協議会の会議の公開は、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）第21条の定めるところによる。

2 推進協議会の会議について会議録を作成した場合は、倉吉市情報公開条例第10条の規定による不開示情報を除いて、これを公開する。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。